

令和4年10月28日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

**グリーン住宅ポイント制度における完了報告期限の延長について  
(ご協力をお願い)**

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

グリーン住宅ポイント制度について、下記のとおり完了報告期限を延長しましたので、お知らせします。

なお、本措置は、令和4年10月28日時点で本制度を利用している方で、資材・設備の供給遅延や労務の遅れの影響により、令和4年10月31日までの完了報告が難しいことについて、期限延長後の完了報告時に申告があった場合を対象としています。

## 記

## 1. 延長後の完了報告の提出期限

	追加工事交換あり	追加工事交換なし		
	【延長】 2022年11月30日	【延長】 2022年11月30日	2022年11月30日	2023年5月31日
新築住宅	全ての申請	戸建住宅	階数が10以下の 共同住宅等	階数が11以上の 共同住宅等
リフォーム	全ての申請	戸建・共同住宅等 (耐震改修なし)	階数が10以下の 共同住宅等 (耐震改修を伴う)	階数が11以上の 共同住宅等 (耐震改修を伴う)
賃貸住宅の建築	全ての申請			
既存住宅の購入	完了前にポイント発行申請を行うことはできません。			

※「資材・設備の供給遅延や労務の遅れの影響により、令和4年10月31日までの完了報告が難しい」ことについて、完了報告様式に設けるチェックボックスにより申告いただきます。期限延長に対応した完了報告様式をグリーン住宅ポイント事務局ホームページに掲載しています。

制度に関するお問い合わせは、グリーン住宅ポイント事務局までお願いいたします。

(参考) グリーン住宅ポイント事務局ホームページ

<https://greenpt.mlit.go.jp>

別添1 「グリーン住宅ポイント制度の内容について」(更新前後対比)

別添2 「グリーン住宅ポイント制度の内容について」(令和4年10月28日版)

別添3 説明会資料(更新後)

《本事務連絡に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

課長補佐 八木 正雄（内線39428）

係長 水落 裕樹（内線39471）

＜グリーン住宅ポイント制度に関するお問い合わせ先＞

グリーン住宅ポイント事務局 コールセンター

電話：0570-550-744（IP電話等からの問い合わせは042-303-1414）  
受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）